



# 継続教育制度基本方針：

IIA 認定資格更新の諸要件

(IIA 国際本部「Administrative Directive#4」準拠)

IIA Professional Certification Board (PCB／IIA 資格試験諮問委員会)

## 目次

1. はじめに.....	3
2. 資格更新手続き（CPE報告）の要件.....	3
2.1. 年間CPE単位.....	4
2.2. 倫理に関する研修.....	4
2.3. 「基準」への適合性.....	4
2.4. 「倫理綱要」遵守の宣誓.....	4
2.5. 単位取得困難による免除.....	5
3. CPE認定活動.....	5
3.1. 研修プログラム.....	5
3.1.1. CPE単位取得「基準」.....	6
3.1.2. 教育.....	6
3.2. その他の認定活動.....	6
3.2.1. 資格取得.....	7
3.2.2. 公表文献の執筆.....	7
3.2.3. 出版物の翻訳.....	7
3.2.4. 講演活動.....	8
3.2.5. IIA国際本部またはIIA国別代表機関、専門団体における委員会活動等.....	8
3.2.6. 外部評価者としての活動.....	9
4. 資格更新手続き（CPE報告）.....	9
4.1. 資格更新料.....	10
4.2. 資格更新手続き（CPE報告）の期限.....	10
4.3. CPE単位取得または報告の不履行.....	10
5. CPE単位取得の証拠資料.....	11
5.1. CPE AUDIT.....	11

## 1. はじめに

今日のビジネス環境において、組織体のニーズに対応する内部監査人に影響を及ぼす、目まぐるしい変化や新たなリスクが生じています。このため、内部監査人が専門職として、適切なアシアランスおよびコンサルティング業務を提供するために求められる知識やスキルは絶えず変化しています。「内部監査の専門職的实施の国際基準（基準）」は、自らの職責を果たすために必要な「知識、技能およびその他の能力」を継続的な専門的能力の開発を通じて備えることを求めています。このことは内部監査人が、常に有能な内部監査の専門職であるための能力保持を支援するものです。

IIA 認定資格保持者は、継続的に専門能力を開発することが義務付けられています。本資料（Administrative Directive #4 準拠）では、以下の IIA 認定資格に関する継続的教育制度（CPE）の要件や資格更新手続き（CPE 報告）について説明いたします。

- Certified Internal Auditor® (CIA® : 公認内部監査人)
- Certification in Control Self-Assessment® (CCSA® : 内部統制評価指導士)
- Certified Government Auditing Professional® (CGAP® : 公認公的部門監査人)
- Certified Financial Services Auditor® (CFSA® : 公認金融監査人)
- Certification in Risk Management Assurance® (CRMA® : 公認リスク管理監査人)

## 2. 資格更新手続き（CPE報告）の要件

IIA は、資格保持者に対し、本資料で説明されている諸要件を満たし、毎年資格更新手続き（CPE 報告）をおこなうことを求めています。資格更新手続き（CPE 報告）は、それぞれの資格保持者が内部監査実務への従事、非従事、または退職者であるかによって異なります。退職者については、資格更新手続き（CPE 報告）が免除されています。退職された方は、資格管理システム（CCMS）を通じて資格のステータスの変更手続きをおこなう必要があります。

資格のステータスを「有効（Active）」にし続けるためには、以下のことが必要です。

- 毎年、必要なCPE単位を満たすための活動を実施したことを宣誓する。
- 毎年、2時間以上の倫理研修を受講し、実施したことを宣誓する。
- IIAの国際「基準」に適合しているかどうかを示す。
- IIAの倫理綱要を遵守し、それに適合していることを宣誓する。

これらの要求事項および履行困難な場合の免除申請に関する詳細は、以下をご確認ください。

## 2.1 年間CPE単位

CPEの年間必要単位は、保持資格、内部監査実務への従事・非従事により異なります。

内部監査実務	定義	資格称号の使用	年間 CPE 単位 CIA	年間 CPE 単位 CCSA/CGAP /CFSA/CRMA
従事	内部監査実務に従事している	可	40	20
非従事	内部監査実務に従事していない	可	20	10

複数の資格保持者は、CCSA、CGAP、CFSA、CRMA、QIAL で取得した CPE 単位を、CIA で求められる CPE 単位の一部として適用することができます。例えば CIA と CRMA の両方を保持する方で、40 単位に相当する内部監査とリスク・マネジメントのアシュアランスに関する研修を修了すれば、その単位は CIA と CRMA 両方の CPE 要件を満たすために適用することができます。

研修プログラムの内容、CPE 単位の計算方法、適用カリキュラム、および資格保持者が CPE 単位を取得するその他の活動については、以下に示される CPE 認定活動をご参照ください。

## 2.2 倫理研修

資格保持者は、年間必要単位の中で、倫理にフォーカスした内容を最低 2 CPE 単位含める必要があります。IIA は特定の倫理研修プログラムを指定しておりませんが、毎年、報告期限内に修了することを求めています。

## 2.3 「基準」への適合

PCB (Professional Certifications Board / IIA 認定資格諮問委員会) は、資格保持者が「基準」を含む IIA の「専門職的实施の国際フレームワーク (IPPF)」の「必須のガイダンス」について認識し、理解することを求めています。さらに IIA は、資格保持者に対し、「基準」に関連する教育研修プログラムの受講を推奨しています。資格保持者は「基準」を毎年見直し、「基準」に従って内部監査業務を実施しているかどうかを自己判断し、その適合または不適合を IIA に報告しなければなりません (ただし「基準」への不適合は、直ちに資格のステータスの変更を意味するものではありません)。

## 2.4 「倫理綱要」遵守の宣誓

資格保持者は、IIA の倫理綱要を遵守しなければならず、違反行為がある場合は必ず報告しなければなりません。具体的には、毎年、以下のことについて宣誓することが求められます。

- IIA の倫理綱要を遵守すること
- IIA の社会的評価を損なう行為をしないこと

- 倫理に関する最低2 CPE単位の研修を修了していること
- 報告以前に有罪判決を受けた犯歴がないこと（資格保持者は、過去の犯歴について記載することも義務付けられています）。

## 2.5 履行困難による適用免除

履行困難の正当な理由がある場合には、IIA認定資格諮問委員会により要求事項の一部または全部に対する免除が認められる場合があります。履行困難による適用免除については、状況を裏付ける資料の提出が必要です。免除を請求する資格保持者は、資格更新手続きの前にIIAに申請する必要があります。（手続き方法については日本内部監査協会 企画調査部 国際・資格課 ([cia-mailassistance@iiajapan.com](mailto:cia-mailassistance@iiajapan.com)) までご連絡ください。）

## 3 CPE認定活動

IIAは資格保持者が、質の高い研修プログラムを通じて、継続的専門能力の要求事項を満たし、高度な専門職を維持することを求めています。取得する各CPE単位は、PCBによって設定されたガイドラインに準拠している必要があります。

### 3.1 研修プログラム

資格保持者がCPE単位を取得するうえで、有効な方法の一つが研修プログラムの受講です。研修プログラムの受講により、必要とされる年間CPE単位すべてを満たすこともできます。

そのため、IIA認定資格諮問委員会は受講する研修プログラムが質の高い内容であるための要件を設定しています。詳細につきましては、以下の事項をご確認ください。

- 資格保持者の専門能力開発に貢献するもので、主催団体による正規の研修プログラムであること。
- 当該研修プログラムが達成しようとする知識レベル、またはプログラム修了時に獲得できる能力のレベルなどが明らかにされているなど、研修目標が明確であること。【推奨】
- 教育レベルまたは実務経験等、受講対象が明確であること。（例：内部監査初心者、管理者向け、等）【推奨】
- 当該研修内容の専門家や、内容に精通した講師により実施されるプログラムであること。
- 最新の研修内容であること。
- プログラムの修了または参加を証明する資料（例：修了証明書、等）および付与されるCPE単位（受講時間等）が識別可能な資料があること。

前述の要件に適合すると思われる事例として以下の研修プログラムが挙げられます。

- 各国や地域の監査または会計専門団体が主催する研修会やカンファレンス  
（例：日本内部監査協会などIIAの国別代表機関が実施する講習会や大会）

- 本研修プログラムの要件に適合した正式な社内研修プログラム
- 業種別または専門分野の団体等が主催する研修プログラム
- 大学が主催する内部監査関連専門コース  
(学士号または学位取得のためのコースは対象外)
- 本研修プログラムの要件に適合した、内部監査に関連する正式な通信および自己学習プログラム(修了証明書等、プログラムの修了または参加を証明する資料があることが条件)

### 3.1.1 CPE単位の計算方法

CPE 単位は、実際の受講時間を基本として、50 分間 = 1 CPE 単位で計算されます。ただし当該研修プログラムが 50 分未満の場合、10 分または 25 分単位で計上することが可能です。また上記の 50 分未満の研修プログラムによる CPE 単位は積算することが可能です。例えば、25 分間の研修コースが 5 つある場合、これらを 125 分 = 2.5CPE 単位としてみなすことが出来ます。

### 3.1.2 研修対象分野

各保持資格の対象領域に関する研修プログラムを受講するよう心がけてください。対象領域には各資格試験のシラバス等が含まれます。資格保持者は、継続教育を受けるべき関連する科目については各資格試験のシラバスをご参照ください。

## 3.2 その他のCPE対象活動

資格保持者は、以下の CPE 認定活動\*を通じて CPE を取得することもできます。

- 資格取得
- 公表文献の執筆または寄稿
- 公表文献の翻訳
- 講演活動
- IIA国際本部またはIIA国別代表機関、専門団体における委員会活動等
- 外部評価者(内部監査の品質評価)としての活動

各活動の CPE 単位についての詳細は、次頁以降をご参照ください。

\* (注) 本資料に記載されていない個別の活動については、各資格保持者ご本人が専門職として、PCB が示す本趣旨への適合性を判断し、適切に CPE 単位を計算してください。これらを自ら判断し、その適合性を証明することは資格保持者としての責務です。

### 3.2.1 資格取得

資格取得	年間 CPE 単位 CIA	年間 CPE 単位 CCSA/CGAP /CFSA/CRMA
IIA 認定資格取得による CPE 単位付与 - IIA認定資格取得年	40	20
- IIA認定資格取得の翌年	40	20
IIA 認定資格以外の会計または監査関連専門資格取得による CPE 単位付与（例：公認会計士、米国公認会計士、英国勅許公認会計士、不正検査士、等）	10	10
（注）IIA 認定資格以外の資格取得における積算上限単位	40	20

### 3.2.2. 公表文献の執筆または寄稿

執筆または寄稿する対象文献は、内部監査の専門分野における知識や技法に関する文献であることが要件となります。CPE の対象となる「公表文献」は4つのカテゴリに分類されます。それぞれのカテゴリについて適用可能な CPE 単位には制限があり、また「公表文献」カテゴリ全体としての CPE 単位にも制限があります。

公表文献	上限単位	
	CIA	CCSA/CGAP /CFSA/CRMA
1. 公刊書籍の執筆または寄稿 （A4／1,000～1,600文字で2単位）	25	10
2. 記事の執筆または寄稿 （A4／1,000～1,600文字で2単位）	15	6
3. IIA認定資格試験の設問提供（IIAにより正式に承認された設問ごとに1CPE単位）〔英語による提出〕	10	5
（注）公表文献に関する積算上限単位	25	10

### 3.2.3. 公表文献の翻訳

公表文献の翻訳は、内部監査の専門分野における知識や技法に関する文献である場合は、CPEの対象となります。内部監査に直接関係のない論文や文献の翻訳については、これらの活動が内部監査の熟達した専門的能力の開発に寄与することを証明できる場合は適用が可能です。CPEの対象となる「翻訳」は2つのカテゴリに分類されます。それぞれのカテゴリについて適用可能なCPE単位には制限があり、また「翻訳」カテゴリ全体としてのCPE単位にも制限があります。

公表文献の翻訳	上限単位	
	CIA	CCSA/CGAP /CFSA/CRMA
1. 公表文献の翻訳 (英文200単語あたり1CPE単位)	25	10
2. IIAの補足的ガイダンス(例:プラクティス・ガイド、GTAGなど)、調査報告書、記事、ブログの翻訳 (英文200単語あたりの1CPE単位)	15	6
(注) 公表文献の翻訳に関する積算上限単位	25	10

### 3.2.4. 講演活動

講演活動(セミナー、カンファレンス、社内トレーニングなど)を行う資格保持者は、内部監査の専門分野における知識や技法に関する講演内容である場合は、CPEの対象となります。資格保持者は、講演時間の50分ごとに1CPE単位が付与され、講演時間の3倍に相当する準備時間をCPE単位の対象とすることができます。例えば、50分間の講演を行う場合、講演自体に1単位、準備時間分として別途3単位、合計4単位が付与されます。当該講演を別の機会に実施する場合は、講演時間のみ対象とすることができます。

講演活動	上限単位	
	CIA	CCSA/CGAP /CFSA/CRMA
1 初回の講演 (講演時間+準備時間)	25	10
2 2回目以降の講演 (講演時間のみ適用)	5	2
(注) 講演活動に関する積算上限単位	25	10



### 3.2.5 IIA国際本部またはIIA国別代表機関、専門団体における委員会活動等

IIA 国際本部の各委員会やグローバル・ガイダンス策定または試験翻訳の品質レビュー活動への参加に対して CPE 単位が付与されます。CPE の対象となる本項目での活動は 4 つのカテゴリに分類されます。CPE 単位には、カテゴリごとに付与される単位に制限があり、また本カテゴリ全体としての CPE 単位にも制限があります。

IIA 国際本部または IIA 国別代表機関、専門団体における委員会活動等	上限単位	
	CIA	CCSA/CGAP /CFSA/CRMA
1. IIA国際本部の理事会または委員会メンバーとして、IIAや日本内部監査協会（IIA Japan）など国別代表機関や内部監査に関連する専門団体の諸活動参加	15	10
2. IIA国際本部のグローバル・ガイダンス策定活動（IPPFの補足的ガイダンス策定ごとに1CPE単位）	5	2
3. IIAが実施する試験翻訳の品質レビュー活動（50分に対し1CPE単位）		
4. QIAL受験監督業務（IIAによる正式な指名が前提）		
- Portfolio of Professional Experience (PPE) の評価業務（1件ごとに1/2CPE単位）		
- ケース・スタディ評価業務（1件ごとに1/2CPE単位）		
- QIALプレゼンテーション評価業務（1件ごとに1/2CPE単位）		
（注）IIA国際本部またはIIA国別代表機関、専門団体における委員会活動等に関する積算上限単位	20	10

### 4.2.6 外部評価者としての活動

外部評価者（内部監査の品質評価）としての活動に対して CPE 単位が付与されます。CPE 単位は、オンサイトでの実働時間のみが対象となり、事前準備や報告書作成などに有した時間は対象となりません。CPE 単位には、カテゴリごとに付与される単位、また「外部評価者としての活動」カテゴリ全体としての CPE 単位にも制限があります。

外部評価者としての活動	上限単位	
	CIA	CCSA/CGAP /CFSA/CRMA
1 IPPFが定義する内部監査活動の自己評価と独立した検証	5	5
2 「フル外部評価」（評価先での活動が1週間）	10	5
3 「フル外部評価」（評価先での活動が2週間）	20	10
（注）外部評価者としての活動に関する積算上限単位	20	10

## 4 資格更新手続き（CPE報告）方法

資格保持者（内部監査実務に従事および非従事のいずれも）は、毎年、保持資格を維持するための資格更新手続き（CPE 単報告）が求められます。この手続きは、CPE に関する要求事項がすべて満たされている旨を宣誓する手続きです。複数の資格保持者は、保持資格ごとに、それぞれ資格更新手続き（CPE 報告）をおこなう必要があります。本手続きでは、活動内容を証明する各資料の提出は必要ありません。各資格保持者は、あらかじめ指定された方法で、各国代表機関を通じて資格更新手続き（CPE 報告）をおこなってください。

資格更新手続き（CPE 報告）を適切におこなうことは、全資格保持者の責務です。前述のとおり、資格保持者は CPE の対象活動の実施報告に加えて、「基準」への適合状況、IIA の倫理綱要に適合していることを本手続きで明らかにしなければなりません。

### 4.1 資格更新料

資格更新料は、入会状況、保持資格、および登録国によって異なります。

（日本で受験登録された資格保持者は、日本内部監査協会が設定する資格更新料が適用されます。）

### 4.2 資格更新手続き（CPE報告）の期限

当該年の資格更新手続き（CPE 報告）は毎年 12 月 31 日までに完了しなければなりません。更新手続きが完了した方には別途、その旨の通知がおこなわれます。

**注：日本で受験登録された資格保持者は、毎年 12 月 10 日までに必ず日本内部監査協会での資格更新料の支払いに関する所定の手続きを完了してください。**

**その後、別途、IIA 国際本部ウェブサイトでのお手続きが必要になります。**

### 4.3 資格更新手続き（CPE報告）の不履行

必要な CPE 単位が不足している場合は、資格更新手続き（CPE 報告）をおこなうことができません。必要単位が満たされている場合にのみ、手続きをおこなってください。

毎年、定められた期限までに資格更新手続き（CPE 報告）を完了できない場合、自動的に資格のステータスが「資格停止の猶予期間 [Inactive(Grace-period)]」となります。その後さらに 12 ヶ月以上、「資格停止の猶予期間 [Inactive(Grace-period)]」状態が経過した場合は、自動的に資格のステータスが「資格停止 [Inactive]」となります。資格のステータスを「有効 (Active)」に復帰する方法は以下の通りです。

### 「資格停止の猶予期間 [Inactive(Grace-period)]」:

このステータスの資格保持者は、資格保持者であると名乗ることはできません。「資格停止の猶予期間 [Inactive(Grace-period)]」から「有効 (Active)」となるためには、まず前年分の資格更新手続き (CPE 報告) を完了する必要があります。上記で資格更新手続き (CPE 報告) に必要な前年の単位が取得できない場合は、次年の活動分で補足することができます。ただし、一度適用した CPE 単位は年を跨いで、重複して使用することはできませんのでご注意ください。

### 「資格停止 [Inactive]」:

このステータスの資格保持者は、資格保持者であると名乗ることはできません。「資格停止 [Inactive]」から「有効 (Active)」となるためには、復帰する前年の CPE 単位を満たしたうえで、「復帰手続き」の実施および「復帰手数料」を支払う必要があります。

## 5 CPE単位取得の証拠資料

前述のとおり、CPE 単位取得の証拠資料 (例: 研修プログラムの修了証明書など) は、資格更新手続き (CPE 報告) 時に提出する必要はありません。ただし、CPE 単位取得の証拠資料は、少なくとも 3 年間保管し、IIA の要請があれば、いつでも提出できるよう自己管理をお願い致します。CPE 単位取得の証拠資料には以下の情報が求められます。

- 参加プログラムの名称及び内容の説明
- 受講日または参加日
- 実施された場所
- 主催者名
- 主催者より指定されているCPE単位 (またはCPE単位の根拠となる受講時間等)
- 修了証明書、受講証明書、またはその他、活動内容を証明できる資料
- 公表文献、講演活動、委員会参加、その他活動参加を証明できる資料

### 5.1 CPE AUDIT

毎年、IIA より指名された資格保持者に対し、「CPE AUDIT」が実施されます。指名された CPE AUDIT 対象者は、IIA に CPE 単位取得の証拠資料を提出する必要があります。定められた期限内に資料提出がなかった、または必要要件が満たされていないと認められた資格保持者は、自動的に資格のステータスが「資格停止の猶予期間 [Inactive(Grace-period)]」となり、資格保持者であることを名乗れなくなります。但し、この対象者には 6 ヶ月の猶予期間が与えられ、その間に不足している単位を取得することが認められます。証拠資料を改ざんや、倫理に反する行為が判明した場合、IIA の倫理委員会による更なる調査が実施されます。

以上